

福 井 県

「(仮称) 福井県水源涵養^{かん}地域保全条例 (案)」 に関する
県民パブリックコメント意見募集の結果

平成25年2月4日
福井県農林水産部森づくり課

「(仮称) 福井県水源涵養地域保全条例 (案)」について、県民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

提出されましたご意見の概要等を、以下のとおり公表します。

1 募集期間

平成25年1月7日(月)～平成25年1月20日(日)

2 意見件数(意見提出者数)

18件(8人)

3 提出されたご意見の概要および県の考え方

別添資料のとおり

4 問い合わせ先

福井県農林水産部森づくり課

電話番号 0776-20-0443

ファックス 0776-20-0655

E-mail mori@pref.fukui.lg.jp

別添資料

(仮称) 福井県水源涵養^{かん}地域保全条例(案)に関する県民パブリックコメント

意見の概要および県の考え方

【水源涵養地域(規制対象区域)の指定について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	水源涵養地域指定案として「生活用水を取水しているダム等水源の上流森林」となっているが、河川水から生活用水を取水している市町としては、県内のダム上流森林のすべてを地域指定すべきであると考えている。	ダムは大量の水を貯えており、河川等への水の安定供給や渇水時の緊急水源としても重要であることから、いただいたご意見を踏まえ、水源涵養地域の指定を検討していきます。
2	水源涵養地域指定案について「生活用水を取水しているダム等」としているが、広野ダムも、榎谷ダムと同様に、地下水は生活用水の水源となっていると考えられることから、地域指定すべきである。	
3	水源涵養地域の指定については、特に、上水道・簡易水道において、地下水・表流水を水源としている場合は、市町をまたがる広域的な区域指定が必要だと考える。 今回の条例制定にあたっては、市町の現状を踏まえた区域設定をお願いする。	ご指摘の点は本条例の内容と合致するものと考えています。 〔 水源涵養地域の指定にあたっては、地域の実情に応じた指定区域となるよう、あらかじめ関係市町長の意見を伺うことを考えています。 〕
4	水源涵養地域指定案について「生活用水を取水しているダム等の水源の上流森林」としているが、里山付近でも生活用水を取水している場合があるが、対象区域としないのか。	ご指摘の点は本条例の内容と合致するものと考えています。 〔 ダム等の「等」とは、井戸や湧水、表流水など、里山も含め山間部の公共の生活用水の水源全てを想定しており、その上流森林(集水区域)を指定することを考えています。 〕
5	水源涵養地域として指定される区域は山林の一部であるが、その他の山林区域も同様に規制することができないのか。	本条例では、土地売買等の事前届出等の手続規制ばかりでなく、小規模な開発行為や地下水の取水について実体的な規制をかけるものです。 このため、対象となる行為が水源に影響を与えるおそれがある区域に限定する必要があると考えています。

【水源涵養地域等の土地の売買等について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
6	<p>水源地の売買については「日本国籍に限る」という国籍条項を設けたほうがよい。</p>	<p>我が国は諸外国と、外国人等による土地取得について自国民と同様に取り扱うことを多国間条約*で約束していることから、国籍条項を設けることはできません。</p> <p>※ WTO 協定「サービスの貿易に関する一般協定」</p>
7	<p>農地の売買には農業委員会の許可が必要であり、許可を受けなければ所有権移転の効力が生じない。</p> <p>山林も農業委員会のような拘束力のある組織を創ることが必要である。</p>	<p>農地は農地法（第 3 条）により、その所有権等の移転等を行う場合には農業委員会の許可が必要とされています。</p> <p>一方、山林は森林法において、保安林や林地開発の許可制度による規制はあるものの、権利移動についての規制までは行われていません。</p> <p>このため、県では条例をつくり、重要な山林(水源涵養地域)にかかる所有権等移転等の事前届出制などの規制を設け、豊かな水資源を守っていきたいと考えています。</p>

【規制の適用除外となる団体について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
8	<p>適用除外団体について、土地取引の事前届出等および小規模林地開発については「国、地方公共団体等」、地下水の利用については「国、地方公共団体、水道事業者等」となっているが、明記されている以外の適用除外団体はあるのか。</p>	<p>土地開発公社や地方道路公社など、個別の法令において国および地方公共団体とみなされている法人などについて、適用除外とすることを検討しています。</p>

【義務違反等に対する命令措置等について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
9	<p>知事の権限で勧告・命令・停止などができるとしているが、県議会や市議会の議員とも話し合い、知事だけの判断で決めない様にすべきである。</p>	<p>知事が勧告、命令等を行う対象行為の具体については条例の中で定めます。</p> <p>その条例については、県民の皆様の代表者である県議会の承認を得て制定されるものです。</p> <p>また、地下水採取計画の変更命令にあたっては、適正な判断を行うため、あらかじめ学識経験者の意見を聴くことを考えています。</p>

【義務違反者に対する制裁措置等について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
10	罰則の過料については金額を定めておくべきである。	ご指摘の点は本条例の内容と合致するものと考えています。 〔 条例の規定においては、罰則として、過料の金額を定めます。 〕
11	違反者の公表は「公表できます」ではなく「公表します」とした方がよい。 違反者は、それなりの咎めを受けてしかるべきである。	公表する際は、あらかじめ弁明の機会を与え、当事者の事情を十分聴取し、併せて公表が社会通念上相当と認められる限度を超えないよう、慎重に判断したうえで行うことを考えています。
12	罰則規定が甘すぎるので、もう少し罰則規定を厳しくした方がよい。 違反者には罰則の金額を多くして氏名を公表することが必要である。	ご指摘の点は本条例の内容と合致するものと考えています。 〔 条例において、法律で認められている範囲の中で適正な金額の過料を具体的に規定します。 また、違反者の氏名等の公表についても実施したいと考えています。 〕

【県民の皆様への普及啓発について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
13	森林の多面的機能をもっと県民にアピールすべきである。	ご指摘の点は本条例の内容と合致するものと考えています。 〔 県の基本的な施策の一つとして、一般県民、土地所有者や事業者の皆様の水源涵養地域の保全に関する理解の促進を図っていきたいと考えています。「水源涵養地域の保全に関する理解の促進」とは、森林の持つ水源涵養機能の大切さを皆様に深く認識いただく取組みも含みます。 〕

【県民の皆様への普及啓発】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
14	<p>条例の中に、規制以外にも水源涵養地域の保全対策や活用策の項目が欲しい。 (例えば、県民ボランティアや企業の社会貢献活動による間伐作業、資源の有効利用等を積極的に推進するなど)</p>	<p>ご指摘の点は本条例の内容と合致するものと考えています。</p> <p>〔 本条例では、県のみならず土地所有者等や県民の皆様と連携協力して水源涵養地域を守っていくことを基本理念としております。 また、県は規制のみならず、森林整備を推進すること、あるいは県民等の皆様の理解の促進を図ることなどを基本的な施策の一つにしています。 〕</p>

【公有林化による保全管理】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
15	<p>森林を売りたい地主に対して県が積極的に買取りを推進し、森林を保全管理していくことが求められる。</p>	<p>森林の買取りについては、</p> <p>① 多額の財源が必要である ② 買取りの基準を明確化する必要がある</p> <p>などの問題がありますので、まずは本条例により必要な規制を設けるとともに、規制を遵守いただくための助言などを行うことにより、水源涵養地域の保全を強化していきたいと考えています。</p>

【森林所有者への税制優遇について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
16	<p>森林を所有する地主にたいして税制を優遇することも無断売買の阻止に有効だと思う。</p>	<p>森林整備の計画（森林経営計画）を策定されている場合は相続税が軽減される、あるいは保安林は固定資産税が免除されるなど、森林所有者の皆様にかかる様々な税制の優遇制度があります。</p> <p>県では、当該条例の制定のほか、山林に関する相談窓口の設置などを検討していますので、こうした相談業務の中で税制の優遇措置についても森林所有者等の皆様に周知させていただきたいと思っております。</p>

【地籍調査の推進について】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
17	<p>山林所有者に森林整備の意識を持ってもらうためには、地籍調査を早期に推進する必要がある。また、そのことが外国資本等から山林買収を防ぐことにもつながると思う。</p> <p>このため、県が市町に強く山林の地籍調査を始めるよう要請すべきである。</p>	<p>地籍調査は原則として市町が行うものでありますので、毎年県では市町に対し地籍調査の必要性や効果等を説明し、事業推進を働きかけています。</p> <p>また、山林の地籍調査を推進するため、市町職員、森林組合等の関係者を対象とした地籍調査に関する説明会を実施しています。</p> <p>加えて、森林整備とあわせた境界の明確化*にも取り組んでいるところであり、今後も継続的に進めていきたいと考えています。</p>
18	<p>条例の適用にあたっては、山林の境界が不明瞭であることが支障となることが想定される。</p> <p>地籍を明確にし、所有者の意識を高める意味においても、境界の明確化作業を並行して取り組んでいかなければならない。</p>	<p>※境界の明確化 … 地籍調査のように登記を前提にしたものではありません。境界が不明瞭な状況では森林整備ができないことから、簡易な測量機器を用い境界を明確化する取組みです。</p>